

第2回「(仮称)障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会  
会議録(概要)

- 1 日 時 令和4年7月29日(金) 午後1時30分から午後3時15分まで
- 2 場 所 三条市役所三条庁舎 2階 大会議室
- 3 出席委員  
丸田秋男委員長、小山しおり副委員長、中澤泰二郎委員、佐藤絵美委員、  
渡辺龍子委員、藤波法英委員、小林文香委員、小越智教委員、  
吉田勇一委員、川上豪委員(代理)、佐藤拓委員、大平勲委員、  
西山丈基委員、外山英一委員、田代正委員、弥久保茂委員、川村優子委員、  
大橋清二委員
- 4 欠席委員  
島影正幸委員
- 5 出席者  
福祉保健部長 佐藤和明  
福祉課 課長 諸橋美香 課長補佐 丸山純一  
福祉課 障がい支援係 係長 鈴木慎一 主事 櫻井理江  
職員 西川絢子 職員 坂井賢太郎  
(オブザーバー)  
子育て支援課長 平岡義規  
学校教育課長 熊倉隆司
- 6 傍聴者 なし
- 7 報道機関 なし
- 8 会議概要
  - (1) 開会(午後1時30分開会)
  - (2) 議事  
ア 「(仮称)障がい者の合理的配慮条例」検討の視点について  
福祉課長: 「第2回「(仮称)障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会資料」に基づき説明  
丸田委員長: 全体像がイメージできたかと思う。質問や意見をいただく前に、中澤委員に法的な視点から、条例制定の意義をどのように理解すればよいのか、また、三条市のまちづくりにどのように寄与するのか、そして、三条市のオリジナリティーにどのような意味を持つのかについて解説いただきたい。  
中澤委員: まず、法的な視点から制定する意義を説明する。地方公共団体は、障がい者差別解消法により、障がいを理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実現する義務を負う。しかし、法律では地方公共団体が具体的にどのような施策を策定するか

について細かく定めてはいない。全国では様々な条例があり、例えば、明石市にはインクルーシブ条例というものがある。その条例で、私に関心を持ったのはユニバーサルツーリズムの促進で、旅行者をも対象としている点である。これは、明石市の実情に合わせたものであるが、三条市においても地域の実情を踏まえ、内容を考える必要がある。内閣府の障がい者差別解消法を紹介するホームページでも、障がい者にとって身近な地域において、条例制定を含む障がい者の差別解消の取組の推進が望まれている。障がい者差別解消法は、具体的な地域の実情を踏まえた条例の制定を地方公共団体に委ねており、当委員会にはその意見が求められていると思う。次に、条例がまちづくりにどのように影響し、どのような意義を持つのかについては、条例は、まちづくりや市民の行動指針になると考えられる。他の地方公共団体の条例をみると、民間事業者に対し障がいを理由とした差別を禁止したり、実際に差別が起きた場合に双方の話し合いにより解決を図る場を作ったりしているところもある。内容によって、市民生活に大きく影響するため、ここでの議論が非常に大事である。

丸田委員長： 佐藤絵美委員から他の自治体の事例等について、参考となるような意見があったら発言願いたい。

佐藤絵美委員： 指摘することが多過ぎ、何を伝えたらよいか分からない。障がい者といっても個々に違いがあるため、どんなことを全国の例として聞きたいのかを教えてもらえれば、今までの活動の中での事例を伝えられると思う。

丸田委員長： それでは、議論をしていく中で、佐藤絵美委員からアドバイスをもらう形で進めたい。事務局の説明、中澤委員からの解説を踏まえ、委員それぞれの立場での質問や意見を伺いたい。

弥久保委員： 市は、障がいや障がい者の定義を具体的にどう捉えているのか。

福祉課長： 障がいや障がい者の定義から検討をお願いしたいと考えている。3ページには、「障害者基本法」等における障がい者の定義を記載しているが、これは法律上の定義である。しかし、手帳を取りたくない方や、障がいの自認のない方の中にも、サポートが必要な方もいる。こうした現状を踏まえ、障がいや障がい者をどう定義していくべきか、皆さんの意見をお聞きしたい。

丸田委員長： 基本は、「障害者基本法」で定義している障がいあるいは障がい者を前提に置きつつも、手帳の有無で分け隔てをすることは考えていない。三条市において、市民により分かりやすいようにしていくという観点で議論をしたいという説明だったと思う。

弥久保委員： 障がいがあっても、例えば、足がなくても、私は障がい者ではない、生活ができているという方もおり、障がい者を定義す

ることは難しい。ここにいる委員は、肢体不自由や知的障がい等について認識できると思うが、市民全体で認識を共有できるかと言われると、どのように考えればよいか戸惑った。

大橋委員： 発達障がいの子とその保護者の会の活動の中で、手帳のない子や医療機関にかかっていない子の相談をたくさん受ける。昨日、相談で来られた母親も、幼少期に医療にかかったが、それ以降は行っていないと言っていた。知的障がいに該当するが特別支援学校には行っていないパターン、手帳を取得していない、医療にもかかっていないパターン、また、医療にかかっていて何となく分かっているという方も多くおり、その辺はどう捉えていくのか。

福祉課長： 事務局としては、手帳の有無で判断するべきではないと思っており、手帳にこだわる必要はないと考えている。また、3ページの必要な対応に「潜在支援対象者へのアプローチ」を加えたのは、前回各委員からいただいた意見を踏まえ、整理させていただいたものである。

佐藤拓委員： いまいちイメージがつかめない。8ページ右上の赤字「教育、医療、職場など分野を列挙して規定するのではなく、全てにおいて意識すべき視点を規定」とあるが、それでは地域特性に応じられない。会社に発達障がいの子を持たれている親がいるため、三条市にどのような不便なところがあるのかを聞いたところ、「三条市近隣に発達障がいを見てもらえる医療機関がなく、片道1時間かけて受診に行っている。待ち時間が長いと1回の受診で半日かかることもあり、毎月薬をもらいに行くことが負担になることもある。」と言っていた。こういったところが地域特性ではないか。各分野で特性が違うと思うが、どう考えているのか。

福祉課長： 例えば、三条市で、専門の医療機関を設置できるかといったら現実には難しい。しかし、今の負担感をどのような形で補い、支えるのか、こうした検討は可能であり、障がい者地域自立支援協議会などの検討の場もある。条例は、まちづくりという観点で、様々な活動や運動を推進していくきっかけや後押しになると思っている。医療機関の話はいただいたが、各分野における課題は社会情勢や時間とともに変化もしていくため、条例にはまちづくりに持つべき視点としての理念、どの分野でも共通して意識すべきことを規定し、条例を推進するための条例推進会議を設置した上で、取組を評価しながら、必要な環境整備につなげてはどうかと思い提案したものである。なお、その都度変化に応じて変えていけばよいということであれば、それを尊重したいと思っている。

丸田委員長： 理解していただかなくてはならないのは、ニーズとサービスのミスマッチを解消していくのは市町村で、介護であれば介護保険

事業計画、子供であれば子育て支援計画、障がいであれば障がい福祉計画等において、どのように整えていくかということになる。こうした計画や施策に反映していくためのまちづくりの道標として、条例を作りたいというのが市の考えだと思う。

川村委員： 障がい手帳を持っていないグレーゾーンの人の相談はどこにすればよいのか。生きづらさを感じている人はどこに行けばよいのか。それは三条市の障がい支援係になるのか。8ページに記載されている「相談」について三条市はどのように考えているか。

福祉課長： 市内5か所に設置している障がい者相談支援事業所で、手帳の所持の有無に関わらず相談を受けている。

川村委員： 相談事業所は、忙しいがそういった相談について対応しきれているのか。

福祉課長： 計画相談とは別に、一般相談として市が委託しているが、対応できるだけの体制整備も併せて委託しており、対応できているものと捉えている。

川村委員： 差別や生きづらさを感じた場合に、どこに相談すればよいのか市民には分かりづらい。条例を作ることと同時進行で、相談窓口はどこなのかなどの周知について考えた方がよい。

佐藤絵美委員： 皆さんが疑問に思っていることと同じことを私も20年間思っていた。こちらから問い合わせないと誰も教えてくれないため、同じ環境の先輩方が体験してきたことを頼りにやってきた。また、上手くいっているところに実際に行って調べる癖もついた。ここで伝えたいのは、条例をどういかしていくかということ。最低限、誰が見ても分かるものがあるとよい。川村委員が言ったとおり、条例はいかされなければ意味がない。作った後のことを考えるのであれば、市民に分かりやすく周知して欲しいし、よい仕組みがあるのであれば、積極的に発信して欲しい。

丸田委員長： 条例を作って機能させ、障がいがあってもなくても共生できる社会を作るために現行のシステムや制度の中で不都合があれば、それを直して市民が使い勝手がよいものにしていくという、基本的なところを押さえてもらった。

福祉課長： 条例の制定を待たずとも、相談窓口の周知と併せ、どこに相談してよいか分からない場合であっても、市や相談事業所に投げかけていただきたい旨を周知していきたい。

丸田委員長： 三条市では、グレーゾーンや狭間にある方、相談までたどり着けない方の相談を総合的に進めていくための相談支援の仕組みを、他の県や市町村に先駆けて構築している。事務局から、皆さんに情報提供してもらいたい。

福祉課長： 今年度から、重層的支援調整会議、そして「まるごとサポート

ネットワーク」を立ち上げ、障がい、高齢、生活困窮など複合的な問題を抱える方に対し、保健師、弁護士、地域包括支援センター、障がい者の相談支援事業所、子育て支援課、福祉課、高齢介護課、健康づくり課で支えていくという相談支援体制をスタートした。この取組を通じ、障がいの相談支援事業所には相談しにくい、おばあちゃんのところに来る地域包括支援センターの方には聞きやすいといったケースなど、日頃の支援機関との関係性の中から潜在支援対象者の把握にもつながっている。あわせて、各支援機関での支援情報などをタイムリーに共有するための情報連携ツールとして、インターネット上のクラウドシステム「キントーン」を導入し、連携支援体制を整えてきたところである。

中澤委員： 整理する意味で付け足すと、条例に限らず法律もそうだが、「自由権的側面」と「社会権的側面」があり、「自由権」とは、例えば表現の自由、信教の自由等を邪魔してはいけないという権利である。それは本当に根源的なもので、何かの法律や憲法違反であっても、権利を侵害しているという点で比較的認められやすい。一方、福祉に関しては憲法 25 条の「社会権」である生活保護など、健康で文化的な最低限の生活を保障するものとして、国や自治体に何かを求めるというものである。しかし、どのレベルで求めるのか等は、地域の実情やその人に着目しないといけないので、裁判所としても直ちに判断しづらいところがある。そうしたときに、そもそもこれらのことが念頭に置かれているこの条例は、障がいを理由として差別や不当な扱いを受けないようにとということに主眼がある。そういう観点で、今回の主眼というのはどういうところにあるのか、そこに何を盛り込むか検討する必要があると考える。条例があれば、様々な団体と交渉や話し合いを行って上手くいかなかった場合、条例を後ろ盾として話し合いをすることができると思う。また、条例を作っただけで終わりではない。市として具体的にどのように施策を進めていったらよいか、市民に対し障がいがあるからということを経由して「差別をしてはならない」とするのか、「差別をしないように努める」とするのかなど、どう表現するのが適切かを議論していく必要がある。先ほどの、佐藤拓委員の発達障がいの方の医療機関に関する意見は、条例を作った先の延長線でいきてくると思う。

小山副委員長： 前回も感じたが、障がいのある方のことを知らないことが合理的配慮における一番のネックになっているのではないかと。私は、会社での雇用を進める中で、見るもの、感じるもの、困っていることを知ることにも限りがある。普段生活している中で、障がいのある方と出会うことが少なく、イメージが湧かない部分もある。

検討委員会の委員の中でも、思っていることに差があるということは、市民の中にも大きな差があるのではないかと思う。そのため、知ることができるツールや機会があればよいと思う。様々な立場の方が色々な意見を持っているが、整理すると最初に主眼となるものがあって、そこを実現するために組織化するとか、最終的に相談窓口の組織図のようなものができるイメージも湧きやすいし、そういったものを作る必要があるのではないか。

大平委員： 質問が2点、意見が1点ある。質問の1点目は、三条市の特徴として、障がい者同士の差別意識や偏見があるということ踏まえ、「多様性への受容と寛容といった視点が必要」とあるが、三条市の特徴として特記すべきことなのか。2点目は、3ページの必要な対応という部分で、③の社会参画支援の中の「身近な存在になるような環境づくり」について、よく分からないため補足してほしい。最後に意見だが、先ほど佐藤拓委員が発言されたが、理念条例といえども、これは明らかに対象が明確で個別的なものになると思う。そうした場合、漠然としているとインパクトがない。そういう意味では、方向性だけでも分野別に書けるところはきちんと書く方がよいのではないか。これでは三条市の特徴を表すことはできないし、目的を明確に示さないと、市民に示したときに結局何が言いたいのか分からないといった懸念がある。そのため、具体的に書けるところは方向性だけでも議論した方がよい。

福祉課長： 多様性の視点については、障がい当事者同士の差別意識の存在もそうだが、障がい自認の有無なども考慮し、自分と異なる人というところまで対象を広げるのか、障がい者に特化するのか、皆さんから意見をいただきたいと考えている。次に、「身近な存在になるような環境づくり」に関しては、例えば、職場なら実習の受入れも身近な存在になるような環境づくりになると思うし、具体的な取組はそれぞれの主体が考えるものだ認識しているが、様々な場面でそういった視点を持つことを条例に規定してはどうかという趣旨である。最後にインパクトについては、三条市として何を打ち出していくか、皆さんから議論していただく中で示してもらえるとありがたい。

外山委員： 知的障がい者は運転免許が取得できないため、通勤は公共交通機関に頼らざるを得ない。当然のことながら、路線バスは民間企業のため人が乗らない時間帯にバスを走らせないため、地方では本数も限られ、バスの時間に合わせたり、冬季間は雪による運行の遅れに対応したりといったことも必要になる。障がい者を雇用していた際、このように通勤の足の確保において、例えば、企業と公共交通機関、タクシー会社による移動支援の仕組みが可能な

いものかと考えたことがある。こうしたことが条例に盛り込まれるとよいと思う。

丸田委員長： 個別の施策を検討する場もあるが、市ではこうした個別案件を解決していく仕組みを考えているのか。

福祉課長： 地域課題の解決に向けた検討は、地域自立支援協議会で行っており、御提案いただいた移動支援の仕組みについても検討させていただく。こうした問題など、条例を推進していく条例推進会議を機能させていくことによりよい形で進むのではないかと思う。

丸田委員長： 補足すると、分野ごとの検討の場でよくある回答としては、当面は難しいや実現困難というところで止まってしまうことがある。そういったときに、市に条例があることによって、条例の目的に照らし、改善しなければならないところがあれば、市として責任を果たしていこう。また、市民にも役割があるのであれば、市民も役割を担っていこう、こうした構図にしていくため、条例があることに大きな意義がある。

田代委員： 高齢者対応における困りごとへの対応として、病院や駅でスムーズに歩けるよう発信機を開発したことがある。障がい者一人一人の意見をどのように条例や施策に落とししていくのかによって、三条の企業の成長にもつながり、様々な企業に結び付くところがあると思う。そのため、個別の対応を各企業にも伝わるようにした方が条例としてもいきてくると思う。

大橋委員： 3ページの「身近な存在になるような環境づくり」についての補足だが、私が以前ボランティアで関わった『プレジョブ』という、学齢期の障がいのある子供たちが一般企業にボランティアで仕事体験に行く活動がある。活動の趣旨は、障がいのある子供たちがこの地域にいるということを知ってほしいというものである。私が今活動している「こども凸凹クラブ」では、子供たちが地域の人たちから助けてもらえる、声をかけてもらえる、そういう関係性づくりの必要性を保護者に伝えているが、それに必要なのは協力サインとリクエストスキルである。そこをプレジョブは担っている。市長は、最初の施政方針で民間のそういう活動に予算を付けていくと話していたが、いつ付けてくれるのかと正直思っている。この条例を作った後、誰が実際に活動するのかといたら市民である。市民一人一人が意識していかなければ障がい者が身近な存在にはならないと思う。そのため、どのように民間と連携していくのかについても課題に挙げてもらいたい。

佐藤絵美委員： 多様性と障がい者のどちらに重きを置くか、私はあくまで障がい者のためだと思っている。多様性というとパートナーシップを結ぼうとしている人たちが連想され、方向性が変わってくる。

今回の話し合いの中で言葉を間違えると、その辺が難しくなると思った。昔は、街中に障がい者の施設があったおかげで子供たちが地域の人に声をかけられて育っていた。しかし郊外に移され、バスの送迎もあり、誰かに途中で声をかけられるような環境ではなくなった。我が家では、大人になれば誰かから支援を受けなければならないため、音楽を通じて周りの人にかわいがってもらえる人間になりなさいと話してきた。大橋委員が言っていたとおり、作った後どのようにその地域と関わっていくのかということが大切だと思う。

中澤委員： 前回、市長は100点でなく90点、80点を目指してやっていきたいと言っていた。恐らくそれは、まとめきれない部分もあることを考えた発言かと思う。明石市では様々な条例が作られ、最後にインクルーシブ条例では、ツーリズムやまちづくりまで書いている。三条では、まず何をしなければならないのか。事務局の整理や提案に対し、それぞれの立場からの経験談等を踏まえ、我々はこの方がよいといった発言をしていくことが、条例を作り上げていく上での大事な過程だと思う。

丸田委員長： 条例を作成する意義を認め、本日の委員の意見を踏まえ、事務局で条例の内容を整理し、議論しやすいプロセスと併せて、次回の会議で示してもらおうことでよろしいか。

(全員、異議なく了承)

イ その他

福祉課長： 次回の会議は、10月28日、金曜日の午後1時30分から予定している。今回の意見を整理し、議論しやすくなるよう調整していきたいと思う。

丸田委員長： 今回、意見を述べられなかった方など、追加意見等があれば、紙やメール等で事務局に提出することにしてもよいか。

福祉課長： 是非お願いしたい。

佐藤拓委員： 次第をもらったときに何を議論するのか分かりにくかった。例えば、次回の協議事項で、条例の骨子の検討とは何か、もう少し分かりやすく具体的にしてもらいたい。

丸田委員長： 要望として、事務局から受け止めていただく。

(6) 閉会（午後3時15分閉会）